

# 平成27年度 第3回 直江津区地域協議会

## 次 第

日時：平成27年5月13日（水）

午後6時00分～

会場：レインボーセンター 第三会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

### 【協議事項】

- ・平成27年度地域活動支援事業について

4 その他

平成27年度 直江津区地域活動支援事業提案書 受付一覧 (担当課所見あり)

資料No. 1

No.	事業の名称	団体等の名称	複数に提案している場合	事業費等(単位:千円)		事業内容の概要	担当課所見		
				事業費	補助希望額		担当課	所見	特記事項
1	春日山節・棒体操保存会事業	春日山節・棒体操保存会		356	311	50年前に直江津で考案された春日山節に合わせた棒体操を広く伝承するとともに、棒体操を通じ直江津の市民の健康を増進していく。	学校教育課	課題なし	・事業の実施に当たっては、学校と十分に連携するとともに、児童の安全に配慮すること。
2	クリーンナップ上越in五智事業	ひまわり會		639	638	海岸線(市道五智居多ヶ浜シーサイドライン)における環境美化のため、国府小学校の児童や近隣町内会、各種団体の協力を得て、ひまわりやスイセンなど花苗の植え育て、草刈り、直江津海岸の清掃などを実施する。	生活環境課	課題なし	
3	直江津駅前環境美化推進事業	我がまちを愛する会		88	87	直江津駅の北側にプランターに植えた季節の花を設置し、管理するとともに環境美化活動を実施することにより直江津を訪れた人に明るさと癒しを提供する。	道路課	課題なし	・歩道にプランターを設置する場合、歩行者の通行の支障とならないよう設置してください。 ・プランターの形状や大きさなどについては、安全面に考慮したものとしてください。 ・プランターの維持管理は、占有者で適切に実施してください。 ・冬期間(12月～3月)は、歩道除雪の支障となることから、プランターの設置はできません。
4	『米作り体験』事業	新光町3丁目町内会米作り体験実行委員会		135	134	休耕田を活用し、地域の子ども達を募り米作り体験を実施する。収穫した米を使った餅つき、藁を使った賽の神を実施し、世代間交流を図る。	農政課	課題なし	・米づくり体験に使用する「新光町3丁目117番地1」の農地は、山川繁さんが「主食用水稲」として、作付することになっており、米の作付は可能です。
5	福島城の顕彰事業	福島城を愛する会		1,237	1,201	多くの住民から福島城の歴史と文化に興味を持ってもらえるよう、仮設資料館の設置及び看板の作成、石碑周りの美化整備、文化講演会等を行う。	文化行政課 教育総務課 観光振興課	課題なし 課題なし 課題なし	【文化行政課】 ・事業で実施する看板設置場所は、周知の埋蔵文化財包蔵地(福島城跡)である。 ・看板の仕様によっては、文化財保護法第93条の届出が必要のため、事業の実施にあたっては事前に当該課と協議願います。 【教育総務課】 ・課題はありませんが、仮設資料館に出入りするためには古城小学校の敷地内を通ることになりますので、児童活動中の時間帯は、車両の運転等に特にご注意ください。 【観光振興課】 ・看板等の維持管理は、提案者において実施すること。 ・実績報告書提出時に、看板等を設置する土地に係る借地契約書の写しを提出すること。
6	五智公園の整備、有効活用支援事業	五智公園を育てる会		247	246	自然環境保全地域である五智公園の魅力や有用性、利用しやすさが一層高まるよう植物の保護、育成と遊歩道の整備、植物紹介看板の設置を行う。	都市整備課 環境保全課	課題なし 課題なし	【都市整備課】 ・上越市が管理する都市公園であることから、看板設置等に先立ち、設置位置の現地立ち合いなど事前協議を行うとともに、上越市都市公園条例に基づく公園施設設置許可申請を行うこと。 ・施設の所有及び維持管理については、申請者が行うこと。 ・工事の実施に際し、施設に損傷のないように注意すること。万一損傷した場合は、原形に復旧すること。 【環境保全課】 ・絶滅危惧種の説明看板の設置については、盗掘の防止に十分配慮してください。

No.	事業の名称	団体等の名称	複数に提案している場合	事業費等(単位:千円)		事業内容の概要	担当課所見		
				事業費	補助希望額		担当課	所見	特記事項
7	江戸時代の道標補修事業	五智地域青少年を育てる会		521	520	五智国分西側市道沿い(旧加賀街道沿い)にある江戸時代に建立された石造りの道標の損傷が激しく倒れる危険性もあることから、補修するとともに、案内看板を設置し、地域の歴史文化を広く紹介していく。	文化行政課 道路課	課題なし 課題なし	【道路課】 ・民地に設置することから、道路課への道路占用許可申請は不要ですが、市道敷きに説明看板を設置する場合は、道路占用許可申請が必要になります。 また、道路占用の許可条件として、町内会及び隣接者の同意が必要になります。
8	直江津歌碑周辺整備事業	三八朝市周辺まちづくり協議会		437	436	直江津散策の見どころであり海の眺望がよい船見公園の与謝野晶子歌碑及びえびす稲荷神社境内の吉野秀雄歌碑の脇にベンチを設置し、観光客や高齢者など地域住民の憩いの場としたい。	道路課 産業振興課	課題なし 課題なし	【道路課】 ・法定外公共物に物件を設置しようとする場合は、占用許可申請書を提出し、設置前に許可を受ける必要があります。また、占用の許可条件として、町内会及び隣接者の同意も必要となります。 ・占用物件の維持管理は、設置者で適切に実施してください。  【産業振興課】 ・船見公園内の土地の使用については、事前に新潟県との協議が必要。
9	佐渡寒ブリ祭り事業	直江津港周辺活性化協議会		1,788	1,100	冬季の直江津港の活性化を図るため、「佐渡寒ブリ祭り」を開催する。祭りでは、寒ブリ三枚下ろし実演販売、ブリを使った料理の販売などを行う。	—		
10	《直江津から元気発信》事業	直江津港周辺活性化協議会		864	850	北陸新幹線開業と高速フェリー「あかね」就航に伴い、佐渡への入り口である直江津を広くPRするため、祭りやイベントなどの年間行事を大型看板で紹介し港の賑わいを創出するなど地域活性化につなげていく。	産業立地課	課題なし	<看板設置について> 看板設置後、後年度に修繕が必要となった場合など、財源の手当が必要となりますので、その負担についても検討してください。 <釣り場開放に向けた機運向上について> 釣り場解放の実現には、安全対策を含めた運営体制(実施主体)が必要と考えられますので、これらについても検討してください。検討に当たっては、港湾管理者(直江津港湾事務所)、港長(上越海上保安署)と十分に協議を行ってください。
配分額 (単位: 千円)	9,700	差引	4,177	6,312	5,523				

1 採択方針

直江津区の「優先採択方針」	左記方針との適合性
<p>直江津区住民の生活環境の向上に資する事業のほか、交通の要衝、結節点である直江津区の活性化につながる事業、歴史と文化あふれる直江津区の観光資源を活かす事業とし、事業実施による効果が期待できる事業でソフト事業を優先的に採択する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域振興に資する事業 (例) まちの活性化、各種団体との連携、文化・歴史・観光資源の活用、港や海を活かした事業 等</li> <li>○ 生活環境の向上に資する事業 (例) 不法投棄対策、美化活動、循環バスの運行 等</li> <li>○ 人にやさしいまちづくりに資する事業 (例) 歩いて暮らせるまち、住民交流の場の充実、健康増進運動 等</li> <li>○ 住民の生涯学習に関する事業 (例) 講演会、講習会、各種講座 等</li> <li>○ 安全安心なまちづくりに資する事業 (例) 防災・防犯対策、住民の見守り、通学路の安全確保 等</li> <li>○ 教育文化に資する事業 (例) 教育環境の充実、子育て支援 等</li> <li>○ その他 上記に属さないが、直江津区の住みよさにつながる事業で、地域活動支援事業の目的に沿った事業</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない

←下記の審査項目と視点により審査を行います

2 共通審査基準

審査項目	審査基準	基準	委員採点欄		
①公益性	・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか ・全市的な方向性と合致しているか ・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか	5点	3	×3	9
②必要性	・地域の実情や住民要望に対応したものか ・地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか ・緊急性の高い提案事業であるか ・ほかの方法で代替できないものであるか	5点	3	×2	6
③実現性	・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか ・資金調達の規模や時期に無理はないか	5点	3	×2	6
④参加性	・提案事業の実施に当たり、多くの住民等の参加が期待できるものか	5点	3	×2	6
⑤発展性	・新たな取組の視点はあるか ・提案団体は、信頼性、将来性、継続性があるか ・事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか	5点	3	×1	3
合計					30

直江津区では、公益性を3倍、必要性・実現性・参加性を2倍、発展性を1倍として採点します。  
※例では、公益性…3点×3倍=9点です

傾斜配点後の合計点が30点以上となったものを「採択」として集計します（過半数の委員が「採択」としたものが採択事業となる）

平成27年度地域活動支援事業 審査スケジュール(確定版)

